

自家増殖を原則禁止とする「種苗法改正案」の取り下げを求める意見書

農林水産省は、優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会で、種苗法の現行制度の見直しを検討し、2019年11月に新品種保護に関する対策を取りまとめた。これを基に2020年1月に召集された第201回国会に「種苗法改正案」が上程されたが、十分な審議時間が見込めないとの理由で成立は先送りとなった。

農水省は今回の改正案は「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやいちごのような海外への登録品種の持ち出しや、海外での無断増殖については、すべて防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法であると、農水省自身もかつて認めており

(2017年11月付け食料産業局知的財産課)、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要性はない。

改正案では、登録品種の自家増殖に許諾制を導入し、農家のタネ取り（自家増殖）の権利が著しく制限されると同時に許諾手続き・費用、もしくは種を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える圧倒的多数の小規模農家にとっては新たな負担が発生する。

今後の、農家の権利保護と民間企業による種子の独占や食の安全の観点からも広範な論議と検証が必要であり、更には、各国が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自国食料の輸出制限などに踏み出す現在であり、地球温暖化による気候変動での農作物の影響などを考慮すると、日本は今まで以上に食料自給率を高める必要がある。

生産現場の実情と世界情勢を十分に汲み取り、地域で種子を守ってきた自家増殖農家と共に多様な種子が失われないよう自家増殖を原則禁止とする「種苗法改正案」を取り下げを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月19日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 農林水産大臣